

## 2017年度「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」審査要項

国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラムの審査・採択にあたっては、以下の方針に基づき、各申請が本事業の目的に沿った内容であることを精査する。

### 1. 審査方法

○審査は「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム審査委員会」（以下「審査委員会」）において行う。

○1次審査として書面審査を実施し、書面審査の結果「採択」・「不採択」・「ヒアリング対象」となるプログラム候補を選定する。

○ヒアリング対象となったプログラムにのみ2次審査を実施し、ヒアリングの結果「採択」・「不採択」となるプログラム候補を選定する。

○審査委員会は審査の客観性を担保するため、複数の委員の合議により審査を行う。

### 2. 審査方針

審査委員会は国費外国人留学生を優先的に配置するにふさわしいプログラム候補を選定するため、以下の審査基準に照らし審査を行う。

その結果を踏まえ、文部科学省では事業の目的に照らし、プログラムの多様性と留学生受け入れの効果を確保していく観点から、単に実績だけではなく、実施機関の地域配置、設置形態および留学生の対象国・地域のバランスや将来性等に配慮し、採択プログラムを決定する。同様に、推薦順位1～2位のプログラムを優先的に採択する。

#### <審査基準>

##### ①教育・研究内容

○プログラムの趣旨・目的と具体的な取組とに整合性があるか。特に対象としている地域・分野を定めている場合、プログラムの趣旨・目的との関連性があるか。

○大学の強みを活用した独自性のあるプログラムであるか。

○プログラムが定める修了生の進路ビジョンが、プログラムの目的に合致しているか。

○日本留学として特徴のある教育・研究内容を取り込んでいるか。

##### ②留学生の質の確保

○優秀な留学生を獲得するための方針・仕組み（募集戦略・方法、入試方法など）があるか。

○標準修業年限内に学位を修得させるための効果的な指導体制が取られているか。

○在学中を通して優秀な留学生の学力・研究力を維持・向上させるための方針・仕組み（成績管理など）があるか。

### ③多様な人材確保

○付与される優先配置の国費外国人留学生数に対して、少なくとも私費外国人留学生数は同数以上入学することになっているか。

○私費留学生等を確実に獲得できる体制となっているか（留学生獲得戦略の策定、協定校受入れ計画など）

### ④実施体制

○プログラム修了留学生との継続的なフォローアップ体制がなされているか。

○留学生に対して将来ビジョンを示し、そのためのキャリア教育、支援体制が整備されているか。

○プログラムの実施、評価等に関する体制が整備されているか。

○日本での生活等に関して留学生に対するケア体制ができているか。

### ⑤プログラムの実現可能性・持続可能性

○外国人留学生の受入れ実績や既設コース等の実施成果を踏まえた、実現可能性・持続可能性の高い計画が構築されているか。

○特に、過去に「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」に採択されたプログラムについては、申請当初の計画・目標が十分に達成されたか。

## 3. その他

### (1) 開示・公開等

①審査は非公開とし審査の経過は公にしない。

②採択・不採択の結果については、応募のあった大学に対し、書面で通知する。

③採択プログラムについては別途文部科学省ホームページに掲載する。

### (2) 利害関係者の排除

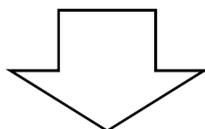
委員は、所属大学等の申請案件にかかわる場合など、利害関係者として中立・公平に審査を行うことが困難であると判断される申請については、審査に加わらないこととする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

委員本人又は当該委員の所属大学からの申請の場合 など

「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」審査の流れ(予定)

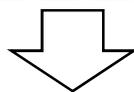
## 文部科学省（公募）7月下旬



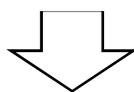
（審査委員会へ）

### 「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」 審査委員会

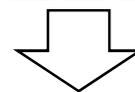
書面審査（9月中旬）



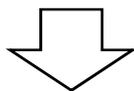
採択  
（10月上旬通知）



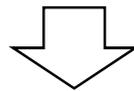
ヒアリング審査  
（10月下旬実施）



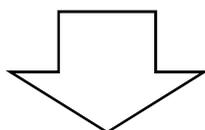
不採択  
（10月上旬通知）



採択  
（11月上旬通知）



不採択  
（11月上旬通知）



## 文部科学省（採択プログラム HP 掲載）

### 11月上旬